○特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項

平成18年５月12日北海道告示第462号　一部改正
平成19年３月30日北海道告示第243号　一部改正
平成21年１月６日北海道告示第９号　一部改正
平成23年３月18日北海道告示第177号　一部改正
平成26年４月15日北海道告示第312号　一部改正
平成26年10月31日北海道告示第746号　一部改正
平成28年１月19日北海道告示第47号　一部改正
令和２年３月31日北海道告示第255号　一部改正
令和８年３月31日北海道告示第157号　一部改正

北海道告示第447号

特定調達契約に係る資格の北海道告示登載事項を次のとおり定める。

平成16年４月20日

北海道知事　高橋　はるみ

１　資格要件

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第１項において準用する同第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(3)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第１項において準用する同第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(5)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(6)　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(7)　暴力団関係事業者等でないこと。

(8)　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

(9)　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

２　資格要件の特例

(1)　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、２に掲げる営業年数等の資格要件は、適用しない。

ア　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ　企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

(2)　中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、２に掲げる自己資本額、従業員数等の資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

(3)　中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、２に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

３　資格審査の再申請

(1)　次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

エ　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

(2)　再申請の方法

再申請をしようとする者が、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1)　資格の有効期間は､資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2)　資格の有効期間は､資格を有すると認めた通知があった日から１の(1)に定める契約に係る指名競争入札の落札決定の日までとする。

(3)　資格は１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

５　資格の喪失

(1)　資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

(2)　資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき又は資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたときは、資格を失う。